

日バス協技第106号

令和4年3月29日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会 長 清 水 一 郎

「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」について

平素より当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局長から別添のとおり周知依頼がありましたので傘下会員事業者へ周知をお願いいたします。

担当：技術安全部（田中・横山）

電話：03-3216-4015

Eメール：yokoyama@bus.or.jp

国自安第185号

令和4年3月29日

公益社団法人日本バス協会 会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」について

従前より、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年策定）において事業用自動車の運転者の健康に起因する事故を防止するために事業者が実施すべき方策を整理し、主要疾病に関するスクリーニング検査の導入を推奨してきたところです。

しかしながら、運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなる事案は依然として多く発生しており、平成28年12月に道路運送法及び貨物自動車運送事業法が改正され、自動車運送事業者は運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない旨が、法律上明記されました。

今般、産官学の幅広い関係者からご意見を頂きながら、別添1のとおり、運転者の視野障害が原因となる事故を防ぐために、自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定しました。また、本マニュアルの普及を図るための概要版を別添2のとおり作成しました。

自動車運送事業者における眼科健診の受診や治療継続の必要性についての理解が浸透し、自主的な視野障害対策を促進するために、本マニュアル及び概要版を活用していただくよう、傘下会員事業者に対する周知をお願いいたします。